

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（24）

2011年 10月 14日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面(1)への反論

本件教科書を採択するための被告今治市教委の違法な画策と 本件教科書の違憲・違法・不正な採択

1 無償措置法の導入は、教員を採択から遠ざけ、不当な介入を横行させた

戦後の教科書制度は、戦前の反省（天皇制中央集権体制によって、国家が教育を完全に支配することで起こった多数の問題）に基づき制定されていることを準備書面（1）述べた（23頁～33頁）。しかし、戦前の反省に基づくこの戦後教科書制度は、次第に、再び国家の統制が強化され、採択制度も例外ではなかった。

文部省が作成した『教育委員会のしおり』には、「人口一万人の町を想像してみましよう。この町には、小学校、中学校へ通う子供は、だいたい人口の二割とみて二千人います。」とあるように、1947年では、210市、1784町、48511村とその大半が町村の地方公共団体（以下「地方自治体」という。）であった。そして、町村の教育委員会が所管する学校は、小学校が、1～3校、中学校が、1～2校程度で、圧倒的多数を占める村のみならず、人口の少ない町でも、小学校が、1校、中学校も1校程度であった。教科書採択は、このようななかで始まった。つまり、教育委員会単位で教科書採択が行われた場合でも、学校単位であったということである。愛媛においても、子どもたちが使用し教科書を決めるために、教員だけでなく保護者も教科書を調査研究し、教科書を決める作業に積極的に関わっていた地区もあった。

このような採択の状況を一変させたのが、広域採択制度を導入する義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）であった。教科書の無償化という「餌」と抱き合わしで提出されたこの無償措置法案は、教科書への国家統制が強化されるなどの理由で、大きな反対運動が起り、2回継続審議となった。しかし、1963年の12月に民主主義の原理を反故にし、国会における多数という暴力によって、多くの市民・住民の声を無視して強行成立された。

1961年の資料では、愛媛県は、11市、43町、22村、合計76の地方自治体があった。無償措置法による広域採択制度によって、愛媛では、5つの採択地区に大統合された。それまでは、学校ごとの採択ないし、それに近い採択状況下で、教員ひとり一人が、子どもたちとの関係で使用する教科書を選ぶために教科書を調べていた。しかし、広域採択制度の強行導入によって、教員らが直接的な教科書の選定から遠ざけられ、教科書を定める過程に参加する人たちが限定され、一部の教員や教育委員会関係者たちとなった。この採択環境は、密室での「取引」「意思統一」が容易になり、選定や採択に様々な違法・不正な介入が行われるようになった。

無償措置法は、国家予算の関係から、教科書の無償の完全実施は、1969年からであった。『愛媛新聞』の「“教科書汚職”さらに飛び火 牧野北条市議を逮捕」（1969年4月7日、証拠甲49号証）、「“教科書汚職”今治に飛び火 市教育長取り調べ」（1969年4月23日、証拠甲50号証）が示すように、この広域採択制度によって、各出版社は、自社の教科書の採択のために採択関係者に「激しい売り込み合戦」が行われるようになり、贈賄事件が多発する事態が起こった。贈賄などの経済的利益などを目的とする採択への関与・介入だけに止まらなかった。つまり、広域採択制度における採択は、密室での「取引」「意思統一」など違法・不当な行為を行う温床となった。

加戸愛媛県知事（当時）が、「つくる会」教科書がベスト」と採択前に、教育長に発言（『愛媛新聞』証拠甲40号証）し、同教科書を教育委員らが全会一致で採択（『愛媛新聞』「不可解な全会一致」証拠甲9号証、『愛媛新聞』「知事、一部教委に異論 中学教科書採択 教員アンケート疑問」証拠甲41号証）が示すように、己の思想・信条などに一致する教科書の採択を求める不正・違法が引き起こされ易い採択環境であることを示している。横浜市教委の採択もその一例で、教育委員の任命権者である首長などが、自分の意思に近い人物を選らんだり、採択に直接口出しするなど地位や職権を濫用するケースがあることを『沖縄タイムス』（横浜前市長の影濃く。2011年9月2日。証拠甲51号証）の記事は示している。本件採択における小田委員長の主導による違憲・違法・不正な採択が可能であったのも、このような採択環境の変化があり、これを小田委員長らは、利用し、違法・不正を行ったのである。

2 教育委員らの独自評価に基づく違法な本件採択への採択環境の画策

採択権限が、教育委員会にあるとする明文の法令は存在せず、教育内容に直結する教科書を決定する権能を、教育行政機関である教育委員会にあるとする事は、戦前の反省に基づく戦後教育原理及び教科書制度並びに教育条理に反するゆえに、いわゆる教科書採択権限は、教育委員会になく、適切な教科書が、適正かつ公正に教科書が選定・採択されるための環境整備を行うことが、教育委員会の責務である。仮に教育委員会に採択権限があったとしても、採択協議会の答申に拘束され、本件採択のように、答申や教員らの調査研究などにおいて極めて評価の低い教科書を委員らの独自の評価に基づき採択することは、採択における公正かつ適正手続きに反し、違法であると主張してきた。

小田委員長らは、先の採択環境に加えて、次のように、採択協議会の答申などに拘束されず、教育委員らの独自の評価に基づき、採択を行う環境を画策し、実行した。

(1) 小田委員長主導の採択協議会の答申に拘束されない採択方法の画策

小田委員長らは、準備書面（13）及び同（9）、高嶋琉球大学名誉教授の意見書（証拠甲36号証）、〈扶桑社版歴史教科書の明白な誤り〉一覧（証拠甲45号証）で示した問題の多い本件扶桑社版教科書を採択するためには、現場教員らによる調査研究資料の評価・希望、それに基づく採択協議会の答申に拘束されると本件教科書を採択できないと、採択協議会の答申に拘束されないなどとする採択手続き（採択方法）の手続き（ルール）を変える必要があり、その画策を開始した。

まず、本件扶桑社版教科書が採択されやすい採択基準を作成することが不可欠であると、それを着手した。

- ① 2009年3月3日の教育委員会において、「今治市教育委員会基本方針」（以下「委員会基本方針」という。）を「改正」し、基本方針の一つに、「公德心と郷土愛を育む」を決定した。
- ② 4月8日の第7回教育委員会（証拠甲7号証）で、小田委員長は、採択協議会の答申に拘束されず、委員らの独自の教科書の評価に基づく判断で使用する教科書を定めることを求めた（詳細は、準備書面（1）の19頁。以下このような採択方法を「委員の独自評価採択」という。）。井門委員も、この小田委員長の発言を後押しした。この井門委員の発言は、2005年度の採択の現場教員らの評価や採択協議会の答申を尊重するとの態度を翻すものであった（準備書面（1）16頁～18頁）。

また、藤井委員もこれに続き、委員の独自評価採択を求めた。

- ③ 4月30日の第9回教育委員会（証拠甲8号証）で、「今治市教科書採択基本方針」（以下「採択基本方針」という。）を決定。採択基本方針には、『教育基本法』及び『学習指導要領』改訂の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。』『委員会基本方針』に即したものであること。』などの4項目からなっている。
- ④ 上記同委員会で、井門委員らが、委員の独自評価採択をさらに求めて、この採択方法を採用するとが、事実上確認された。
- ⑤ 採択基本方針の『教育基本法』及び『学習指導要領』改訂の趣旨は、扶桑社及び同教科書の共同事業者である新しい歴史教科書をつくる会（以下「つくる会」という。詳細は、訴状18頁～22頁）が、本件扶桑社版教科書をアピールし、セールスポイントとしてきたものである。なお、小田委員長が、最大右翼団体である日本会議の会員であったことが判明したが（『日本の息吹』2011年7月、証拠甲52号証）、日本会議の地方組織と「つくる会」は連携し、本件扶桑社版教科書の採択運動を行ってきた。それは、愛媛においても同様に、別紙1の「小田道人司委員長と『日本会議』・『つくる会』などの関係を示す説明一覧」で明らかのように、本件教科書である扶桑社版の採択運動を愛媛で担ったのは、日本会議愛媛県本部である。日本会議の大きな目標は、憲法と教育基本法の「改正（＝改悪）」であった。教育基本法の「改正（＝改悪）」に対して、国会の内外で、教育目標にいわゆる「愛国心」をめぐる大きな議論・運動を巻き起こった。しかし、教育目標に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛する」との文言を明記した「改正」教育基本法が、2006年末に、強行採決され、成立した。この「改正」教育基本法に伴い、いわゆる「愛国心」が強調された学習指導要領も改訂された。このように、本件教科書の採択と日本会議などが主導した「改正」教育基本法、学習指導要領の改訂は、密接不可分の関係にあり、採択基本方針の『教育基本法』及び『学習指導要領』改訂の趣旨」と、委員会基本方針の「公德心と郷土愛を育む」を直ちに、採択基本方針の取り込んだのは、本件扶桑社版を採択するうえに不可欠であったからである。このように、小田委員長らは、日本会議と連携しながら、採択手続き、採択環境を変えるために、採択基本方針を定め、本件教科書を採択する大きな基盤を作った。
- ⑥ さらには、教科書を調査研究する際の「具体的な観点」にも、採択基本方針との関係から、『教育基本法』改訂の趣旨や『委員会基本方針』に即した内容になっているか」が加えられた。

- ⑦ 以上のように、「委員の独自評価採択」を行うことを今治市教委の採択方法として確認し、採択基本方針と教科書の調査研究の「具体的な観点」に、本件教科書の評価を高め採択出来やすい採択環境とするために、「教育基本法改訂の趣旨」「委員会基本方」を組み入れた。
- ⑧ 以上のように、被告今治市教委を構成する教育委員らは、適切な教科書が、適正かつ公正な採択を経て選定・採択される環境整備する責務・義務を放棄しのみならず、これに反し、本件扶桑社版教科書を採択することを目的に、採択環境を変えるために日本会議などの勢力と連携しながら画策し、それを実行し、そのうえで、準備書面（16）及び同（17）で詳細に示したように、採択協議会と答申や教員らの調査研究資料における評価とかけ離れた本件扶桑社版教科書を各委員は絶賛評価し、本件扶桑社版教科書を違法に採択した。

(2) 教科書勉強会で何が行われたのか

準備書面（5）の4頁で示したように、教育委員らは、「教科書勉強会」を合計5回開いた（証拠甲20号証）が、「文書が存在しない」との理由から、同「勉強会」に関する資料が存在しない。原告らのこの点に対し釈明を求めた。すると、被告準備書面（1）の13頁でこの釈明に、「勉強会においては、調査項目（調査員らが調査する陳の要素と具体的な観点）がどのようなものかといったことから、平成18年度に行われた教育基本法の改正に基づいた新しい時代の教育についてのこと、さらには日本人としての誇りをもった人間として成長してもらうための教育課題など教科書を離れた教育全般のことについても意見交換を行った」と述べるに止まり、「単なる勉強会を公開とする必要性は全くなく、これが公開・非公開の区分により、採択権限の所在その他事務手続の道法性になんら影響するものでない。裁判等理と関係のない原告らの個人的質問について答える必要はない。」とそれを明らかにすることを拒んでいる。つまり、「勉強会」の詳細は、まったく藪の中である。しかし、「改正」教育基本法との関係で、「意思統一」「意見交換」したことは、先の④で述べたことを明確に示している。

この「勉強会」で何が行われたのかを想像させることが、明らかになった。それは、2011年度における沖縄県の八重山採択地区協議会において行われた「勉強会」で、「崎原教育長は、『具志堅委員とは委員同士、意思統一するために勉強会をした。多数派工作が悪いとは思わない』と説明。『勉強会』で育鵬社版の歴史、公民教科書に投票することを互いに確

認した上で、選定の数日前に玉津会長に伝えた。」（『沖縄タイムス』2011年8月30日、証拠甲53号証）との「勉強会」の実態が明らかになった。これは、八重山採択地区協議会の委員らで行われた「勉強会」だけでなく、2009年度において小田委員長らが行った「勉強会」においても同様のことが行われたのではないだろうか。つまり、今治市教委における「勉強会」で、本件扶桑社版を支持する「多数派」のための「意思統一のための勉強会」が行われたに違い。それは、準備書面（17）で示した本件扶桑社版教科書を評価する「意思統一」された小田委員長、井門委員、藤井委員、西本委員らの発言が、それを明確に示している。

(3) 「勉強会」が示す意思統一のための委員らの非公式の会合

(1) に示した小田委員長の発言に続く井門委員、藤井委員の小田委員長に同調し、「意思統一」された発言の実態と、八重山採択地区協議会の「意思統一」のための「勉強会」とが示すことは、教育委員らは、事前に委員会以外の場で、つまり、非公式の「委員会的な会合」を行い、「意見交換」や「意思統一」が、市民や住民の知らない、知らされない密室で行われていることを示している。つまり、本件採択に向けて、小田委員長らは、「採択協議会の答申に拘束されず、委員らの教科書の独自評価に基づく判断で使用する教科書を定める」という採択方式のための「委員会的な会合」を行っていることを示している。

八重山採択地区協議会の委員の「調査員が問題点を多数指摘した同社版について『文科省検定は通っていて問題がないのに、調査員が偏見と私見に満ちた調査結果をだしていた』」（『沖縄タイムス』2011年8月30日、証拠甲53号証）との委員の発言は、「委員の独自評価採択」に向けての小田教育長、井門委員、藤井委員らの発言を彷彿させる。また、八重山採択地区協議会で育鵬社版公民教科書と選定する過程とその理由と、今治市教委における「委員の独自評価採択」への過程とその理由は、一致し、これらのことは、市民・住民らの知らない、知らされない密室で「意思統一」したことを物語る。

(4) 委員の評価で選定・採択できる方式における今治市教委と八重山採択地区協議会における多くに共通点

『琉球新報』（2011年8月23日）には、「教科用図書八重山採択地区協議会（会長・玉津博克石垣市教育長）の調査員が社会科歴史・公民の調査で『新しい歴史教科書をつくる会』の自由社版

と「教科書改善の会」の育鵬社版を推薦していないことが複数の関係者の話で分かった。」とある。しかし、八重山採択地区協議会は「推薦がない教科書も対象とし、委員8人による無記名投票で選定教科書を定める方針」とあり、突然選定の手続きを変更している。手続きの変更は、「教職員を排した協議会委員の入れ替え、順位付けの廃止、無記名投票の導入など」とある。そして、「一連の変更が自由社、育鵬社を推す団体が推奨する教科書選定方法と似ているため、両社の教科書を選定する可能性が指摘されている。」と結んである。

「自由社、育鵬社を推す団体が推奨する教科書選定方法と似ている」ことと、選定・採択との関係は、背後にその勢力が存在するからである。たとえば、本件扶桑社版歴史教科書の代表執筆者である藤岡信勝氏は、『教科書採択の真相』（PHP新書、2005年、当時は、藤岡氏は、「つくる会」副会長）において、「最大の論点は、『教科書採択の実権を、現場教師から教育委員会の手に取り戻す』ということである。」（242頁）とし、「絞り込み」をやめさせる必要があるとの提言をしている（253頁）。

藤岡氏は、沖縄戦における「集団自決」への日本軍の「命令」「強制」「関与」はないと、その証言を求め、何度も八重山を訪問している。この時期、藤岡氏が「八重山に滞在していたとの情報」もあり、背後に藤岡氏ら「つくる会」系教科書の関係者が存在することは明らかである。それを示すものとして、玉津八重山採択地区協議会長が、「義家弘介参院議員（自民）から情報提供を受けていたことが9日、分かった。」（『沖縄タイムス』2011年9月10日、証拠甲54号証）とあり、「義家氏は、元高校教師で、『ヤンキー先生』としても知られる。本人の公式ホームページのリンク先には育鵬社版教科書の採択を推薦する党パンフレットがある。」（同上）。事実上の育鵬社版を編集し、採択活動を展開した日本教育再生機構の会報である『教育再生 9月号』（2011年9月）の「特別座談会 育鵬社大躍進の理由」で、義家氏（自民党文教科学部会会長代理）は、高橋史朗日本教育再生機構理事と八木秀次日本教育再生機構理事長兼育鵬社版公民教科書執筆者との座談において、横浜市教委の委員であったころを語りながら、2009年で自由社版を、今年の育鵬社版教科書を、いずれも答申などを無視して強引に採択させた今田忠彦委員長を、「私の師匠のような存在です。」との発言が示すように、採択方法の背後には、「つくる会」系の人たちの存在がある。愛媛との関係においては、別紙1「小田道人司委員長と『日本会議』・『つくる

会』などの関係を示す説明一覧」の1頁や「つくる会FAX通信」（2002年6月11日、証拠甲55号証）にあるように、藤岡氏は、「つくる会」副会長として、「愛媛問題対策本部長」として、扶桑社版採択運動の先頭に立ったことから明らかである。また、「つくる会」や日本会議を支持する日本会議国会議員懇談会・日本の前途と歴史教育を考える議員の会など多数の政治家の存在があり、教育への不当な介入が蔓延している（別紙1参照）。

『沖縄タイムス』（2011年8月24日、証拠甲56号証）の「社説」（推薦ないのに、なぜ？）で、八重山採択地区協議会の育鵬社版公民の答申に対して、「突然のルール変更、調査員が推薦していない教科書の選定」。全ては、このためだったのかと結論ありきの感が拭えない。」とあり、また、教科書問題経過として、「規約改正順位付け廃止」（『沖縄タイムス』（2011年9月9日、証拠甲57号証）と答申との関係を報じている。「従来のルールを抜き打ちで変え、自己流の法解釈を突き通そうとした協議会の玉津博克会長の不勉強、横暴ぶりは、職権を濫用した違法行為と言われても仕方がない。」と、高嶋伸欣琉球大学名誉教授の談話で述べているように、この行為は、違法である。

このように、従来の採択手続き（ルール）を変え、調査研究資料に基づく教科書の評価による順位付けの廃止ないし、答申する教科書の絞り込みの廃止か制限を行い、「つくる会」系教科書の評価が高くなるように、または、低くならないように教科書を調査研究のための「具体的な観点」も変更した。そのうえでも同教科書には、『沖縄タイムス』の記事にあるように、教員らの調査研究資料では、多くの問題が指摘され、評価が低く、順位も低いので（『沖縄タイムス』2011年9月2日、証拠甲58号証。証拠甲1号証～3号証、同36号証、同45号証）、「委員の独自評価採択」を強行するという多くの共通点がある。横浜市教委における採択でも、「歴史的分野で育鵬社版は7社中5番目の評価であった」が、「今田教育委員長らが、育鵬社版を推し」、育鵬社が採択されたとあるように、「つくる会」系教科書が採択されている地区には、多くの共通点があることを、『沖縄タイムス』（2011年9月2日、証拠甲51号証）の記事は示し、証明している。このように、本件教科書をはじめ「つくる会」系教科書の採択には、適正手続きにおける不正・違法行為が存在していることを物語っている。

結語

以上のように、本件扶桑社版教科書を採択するために、小田委員長をはじめとする各教育委員らは、適切な教科書（準備書面（9）、同（13））が、適正かつ公正な選定・採択されるように環境を確保する責務を放棄したのみならず、委員等らの私的かつ恣意的な特定の教科書、つまり、本件扶桑社版教科書を採択するために画策し、採択手続き（ルール・規則）を変え、被告今治市教委は、「委員の独自評価採択」を強行するという違憲・違法・不正な採択を行ったのである。

以上

添付資料

1	証拠甲 49 号証	『愛媛新聞』1969年4月7日	各1通
2	証拠甲 50 号証	『愛媛新聞』1969年4月23日	各1通
3	証拠甲 51 号証	『沖縄タイムス』2011年9月2日	各1通
4	証拠甲 52 号証	『日本の息吹』2011年7月号	各1通
5	証拠甲 53 号証	『沖縄タイムス』2011年8月30日	各1通
6	証拠甲 54 号証	『沖縄タイムス』2011年9月10日	各1通
7	証拠甲 55 号証	「つくる会 FAX 通信」2002年6月11日	各1通
8	証拠甲 56 号証	『沖縄タイムス』2011年8月24日	各1通
9	証拠甲 57 号証	『沖縄タイムス』2011年9月9日	各1通
10	証拠甲 58 号証	『沖縄タイムス』2011年9月2日	各1通
11	証拠説明書		各1通
12	別紙 1	小田道人司委員長と『日本会議』・『つくる会』などの関係を示す説明一覧	各1通